

## 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」の一部改正等に関する件（3月8日）

本委員会は、令和6年3月8日、下記の1.から3.までの諸規程をそれぞれ別紙1から別紙3までのとおり一部改正し、本年3月31日から実施することを決定した<sup>注)</sup>。

### 記

1. 「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」  
（平成31年3月26日決定）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1
2. 「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」（平成15年1月7日決定）  
・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2
3. 「代理店の設置等に関する基本要領」（平成12年6月30日決定）  
・・・・・・・・・・・・・・・・別紙3

---

<sup>注)</sup> 今回の改正を反映した規程は、以下をご参照ください。

- ・[「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」](#)
- ・[「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」](#)
- ・[「代理店の設置等に関する基本要領」](#)

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」  
中一部改正

○ 第 2 章 1. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 申出者につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率ならびに申出者が銀行である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下同じ。）を満たすこと。

○ 第 2 章 3. (1) を横線のとおり改める。

イ. }  
ロ. } 略(不変)

ハ. 申出者が川上連結先（特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社であるものをいう。以下同じ。）である場合には、イ. およびロ. に加え、当該申出者の親会社につき、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。）第 2 条および第 3 条に基づき算出された連結自己資本規制比率、資本バッファ比率ならびに、レバレッジ比率ならびにレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たし、かつ当該申出者の親会社およびその子会社等にかかる連結営業損益（以下「川上連結営業損益」という。）の値が正であること。

ニ. 略(不変)

ホ. 申出者が外国金融商品取引業者である場合において、当該申出者につき、その母国においてバーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づき定められた規制の適用を受けるときは、イ.、ロ. およびハ. に加え、当該申出者が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該申出者が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該申出者の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

へ. 申出者が外国連結親会社を有する場合には、イ.、ロ.、ハ. およびホ. に加え、当該外国連結親会社につき、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIに基づきその母国において定められた規制のうち、当該外国連結親会社が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が、バーゼルI、バーゼルIIまたはバーゼルIIIのうち、当該外国連結親会社が適用を受ける法令が基づくものにおいて定められた水準を満たすこと。また、当該外国連結親会社の母国の法令により資本バッファ規制または、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、母国の法令により定められた水準を満たすこと。

ト. ハ.、ホ. およびへ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、当該比率についてハ.、ホ. またはへ. に定める資本バッファの要件を満たすものとみなす。

以下略（不変）

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに  
間接参加者および外国間接参加者の承認基準」 中一部改正

○ 別紙の（別紙1）中1. (1)イ. を横線のとおり改める。

イ. 連結および単体自己資本比率<sup>(注1)</sup>が、法令により定められた水準を満たすこと。また、法令により資本バッファ規制、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制<sup>(注2)</sup>が適用される場合には、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

(注1) 略（不変）

~~(注2) 申出者が銀行である場合に限り適用され得る。~~

○ 別紙の（別紙1）中3. (1)を横線のとおり改める。

イ. }  
ロ. } 略（不変）

ハ. 申出者が川上連結先である場合にはおいて、イ. およびロ. に加え、法令により資本バッファ比率規制および、レバレッジ比率規制またはレバレッジ・バッファ規制が適用されるときは、イ. およびロ. に加え、適用される規制にかかる比率が、法令により定められた水準を満たすこと。

ニ. 略（不変）

ホ. ハ. において、資本バッファ比率またはレバレッジ・バッファ一比率が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、

改善のための適切な措置が講じられていないと認められる特段の事情がないときは、当該比率についてハ.に定める~~資本バッファ~~の基準を満たすものとみなす。

「代理店の設置等に関する基本要領」中一部改正

○ 5. (1) イ、(イ) a. を横線のとおり改める。

a. 当該金融機関につき、法令により定められた自己資本に関する水準（連結および単体の自己資本比率、資本バッファ比率、レバレッジ比率ならびに当該金融機関が銀行または農林中央金庫である場合にはレバレッジ・バッファ比率のうち、法令により適用を受ける規制にかかるものをいう。以下（イ）において同じ。）を満たすこと。